

令和3年度から適用される市民税・県民税の主な改正点

令和3年度から適用される市民税・県民税の主な改正点についてお知らせします。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除額・公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

なお、給与所得と年金所得の両方を有する方については、双方の控除額が10万円減少となり、税額の負担増加が懸念されるため、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」を設け負担が増加しないよう措置が講じられます。

(裏面「所得金額調整控除の創設」をご参照ください。)

基礎控除の見直し

基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

また、合計所得金額が2,400万円超で控除額が逦減し、2,500万円超で消失する仕組みが設けられます。

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

給与所得控除の見直し

給与収入が850万円を超える場合の控除額が、195万円に引き下げられます。

ただし、子育て・介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方等に負担増が生じないように措置が講じられます(裏面「所得金額調整控除の創設」をご参照ください)。

給与等の収入金額	給与所得の金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	「給与等の収入金額－550,000円」で求めた金額
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	給与等の収入金額を「4」で割って 「A×2.4+100,000円」で求めた金額
1,800,000円以上 3,600,000円未満	千円未満を切り捨てる 「A×2.8－80,000円」で求めた金額
3,600,000円以上 6,600,000円未満	(算出金額：A) 「A×3.2－440,000円」で求めた金額
6,600,000円以上 8,500,000円未満	「給与等の収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額
8,500,000円以上	「給与等の収入金額－1,950,000円」で求めた金額

公的年金等控除の見直し

公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限が設けられます。

また、公的年金等収入以外の所得が1,000万円(2,000万円)を超える場合の控除額が、10万円(20万円)引き下げられます。

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上	3,300,000円未満	「収入金額－1,100,000円」で求めた金額	「収入金額－1,000,000円」で求めた金額	「収入金額－900,000円」で求めた金額
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	「収入金額×0.75－275,000円」で求めた金額	「収入金額×0.75－175,000円」で求めた金額	「収入金額×0.75－75,000円」で求めた金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	「収入金額×0.85－685,000円」で求めた金額	「収入金額×0.85－585,000円」で求めた金額	「収入金額×0.85－485,000円」で求めた金額
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	「収入金額×0.95－1,455,000円」で求めた金額	「収入金額×0.95－1,355,000円」で求めた金額	「収入金額×0.95－1,255,000円」で求めた金額
	10,000,000円以上	「収入金額－1,955,000円」で求めた金額	「収入金額－1,855,000円」で求めた金額	「収入金額－1,755,000円」で求めた金額
65歳未満	1,300,000円未満	「収入金額－600,000円」で求めた金額	「収入金額－500,000円」で求めた金額	「収入金額－400,000円」で求めた金額
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	「収入金額×0.75－275,000円」で求めた金額	「収入金額×0.75－175,000円」で求めた金額	「収入金額×0.75－75,000円」で求めた金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	「収入金額×0.85－685,000円」で求めた金額	「収入金額×0.85－585,000円」で求めた金額	「収入金額×0.85－485,000円」で求めた金額
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	「収入金額×0.95－1,455,000円」で求めた金額	「収入金額×0.95－1,355,000円」で求めた金額	「収入金額×0.95－1,255,000円」で求めた金額
	10,000,000円以上	「収入金額－1,955,000円」で求めた金額	「収入金額－1,855,000円」で求めた金額	「収入金額－1,755,000円」で求めた金額

市民税・県民税の申告に係る免除規定の創設(千葉市のみ)

令和3年1月1日から市民税・県民税の申告をした場合に、均等割が確実に非課税となる者の申告にかかる負担軽減のため、申告免除の規定を設けることとなりました。

《対象者》

- (1) 前年の所得の種類が、給与所得または年金所得のみの方
- (2) 前年の合計所得金額が45万円以下の方

(注意) (1)の方で、給与所得の方は勤務先より給与支払報告書、年金所得者の方は年金機構等から年金支払報告書が市へ提出されている必要があります。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦（夫）控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。

また、男性のひとり親家庭と女性のひとり親家庭で寡婦（夫）控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、制度改正が行われました。

1. 未婚のひとり親に対する「ひとり親控除」の創設

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用することとなりました。

2. 寡婦控除の見直し

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円以下）を設けることとなりました。

（注意）ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とされました。

3. 市民税・県民税の非課税措置の見直し

未婚のひとり親に該当した方についても、前年の合計所得金額が135万円以下の場合に人的非課税措置の対象となります。

本人が女性の場合

配偶関係		死別		離別		未婚		
本人所得（合計所得金額）		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円	—
		子以外	26万円	—	26万円	—	—	—
	無	26万円	—	—	—	—	—	

本人が男性の場合

配偶関係		死別		離別		未婚		
本人所得（合計所得金額）		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円	—
		子以外	—	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	—	

調整控除の見直し

基礎控除が消失する合計所得金額が2,500万円を超える人には、調整控除が適用されないこととされます。

所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されることとなりました。

1. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- 特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
 $\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入額} (1,000 \text{万円を超える場合は} 1,000 \text{万円}) - 850 \text{万円}) \times 10\%$

2. 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得控除後の給与等の金額} (10 \text{万円を限度}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} (10 \text{万円を限度})) - 10 \text{万円}$

（注意）1. の控除がある場合は、1. の控除後の金額から控除します。

新型コロナウイルス感染症に係る税制上の措置に伴う改正

新型コロナウイルス感染症によりイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄し、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして市の条例で定めるものについて、市民税・県民税の税額控除の対象とすることができます。

〈控除対象〉国が規定する指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄

〈対象期間〉令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間にされた払戻請求権の全部又は一部の放棄

※寄附金控除の対象金額（対象となる寄附金額）は、所得税と同様の上限（20万円）です。

配偶者・扶養控除等及び非課税措置に係る所得要件の変更

給与所得控除等から基礎控除への振替に伴い、同じ収入であっても、合計所得金額や総所得金額等が10万円増加するため、配偶者・扶養控除等及び非課税措置について、所得要件が10万円引き上げられます。

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	合計所得金額 48万円以下	合計所得金額 38万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	合計所得金額 48万円超133万円以下	合計所得金額 38万円超123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	合計所得金額 75万円以下	合計所得金額 65万円以下
障害者、未成年者、寡婦及びひとり親に対する非課税措置の合計所得金額	合計所得金額 135万円以下	合計所得金額 125万円以下
家内労働特例（必要経費の最低保証額）	55万円	65万円
均等割が非課税となる合計所得金額	1. 扶養親族なし…合計所得金額が45万円以下の方 2. 扶養親族あり…35万円×（本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数）+31万円	1. 扶養親族なし…合計所得金額が35万円以下の方 2. 扶養親族あり…35万円×（本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数）+21万円
所得割が非課税となる総所得金額等	1. 扶養親族なし…総所得金額等が45万円以下の方 2. 扶養親族あり…35万円×（本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数）+42万円	1. 扶養親族なし…総所得金額等が35万円以下の方 2. 扶養親族あり…35万円×（本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数）+32万円